

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 の施設基準の設定

令和8年6月以前にすでにベースアップ評価料を算定しており、継続的な賃上げとして、初診時31点、再診時6点を算定する場合の設定です。

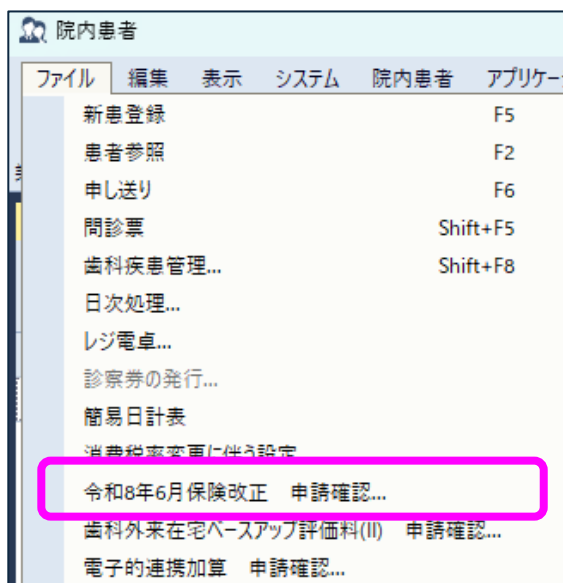
施設基準に示された賃上げを実施している医療機関の場合、賃上げ実績を申告して届出を行えば、令和7年度にベースアップ評価料を届け出ていなくても注5の点数の算定が可能です。

詳細は厚労省の以下の資料をご確認ください。

ベースアップ評価料の届出の手引き ～医科・歯科編～ 2026年4月版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001704731.pdf>

- (1) 院内患者の「ファイル」メニューの「令和8年6月保険改正 申請情報...」を開きます。



- (2) 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（歯外ベアⅠ）」には、すでに届出済みの年月が設定されています。

「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5」の「届出済み」にチェックし、算定開始年月を登録します。

[OK] で画面を閉じます。

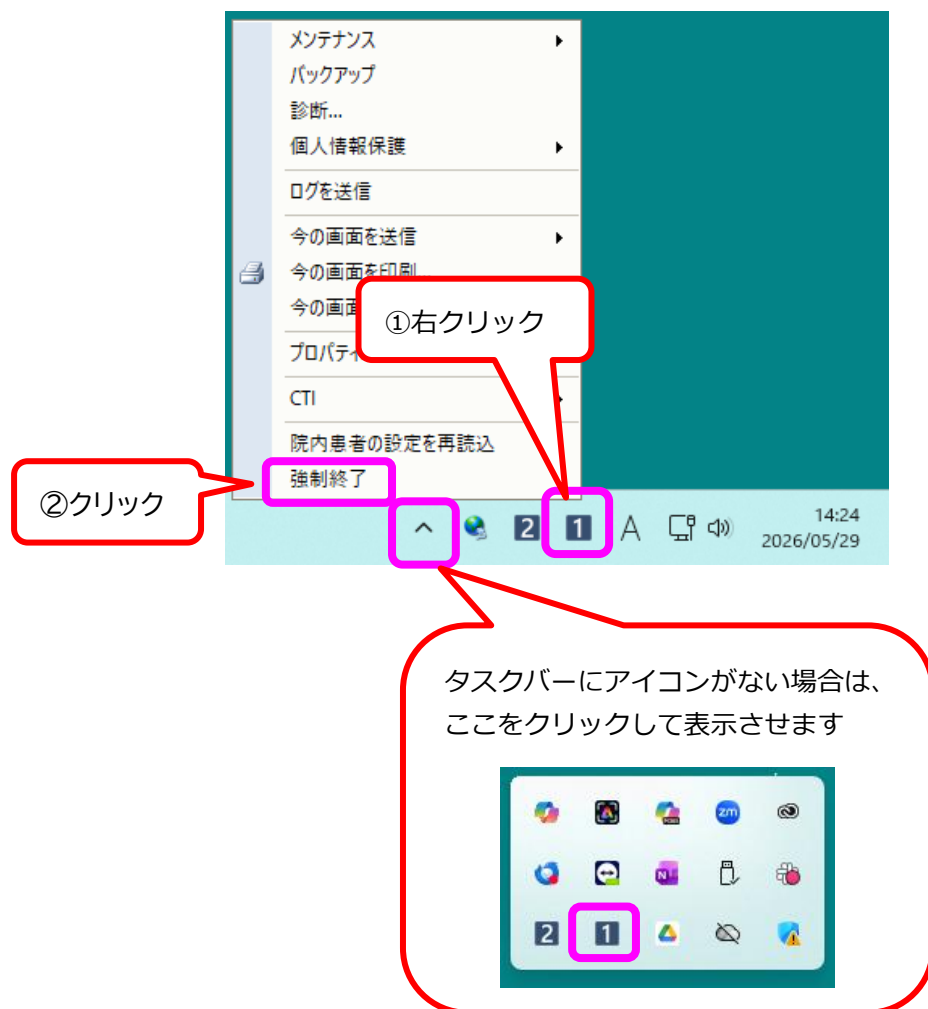
令和8年6月 保険改正 申請確認

令和8年6月 保険改正で、届出がないと算定できない処置があります。
届出済みのものがあれば、届出済みをチェックしてください。そして、開始する年月を入力してください。

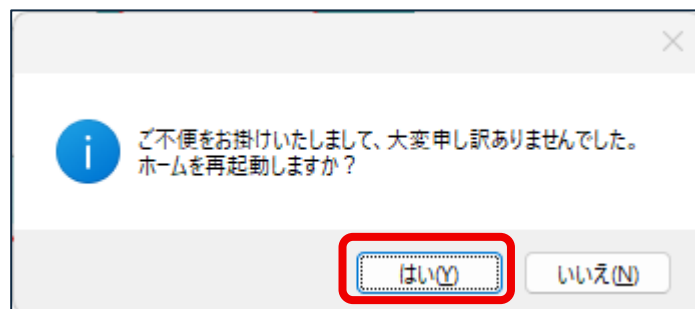
申請が必要な項目

項目	NEW	検討中	届出しない	届出済み	年月
電子的歯科診療情報連携体制整備加算		☐	☐	☒	令和 8年6月
歯科技工所ベースアップ支援料		☒	☐	☐	__年__月
口腔機能実地指導料		☒	☐	☐	__年__月
歯科外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(歯外ベアⅠ)		☐	☐	☒	令和 8年1月
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5		☐	☐	☒	令和 8年6月
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5		☒	☐	☐	__年__月

- (3) 設定を有効にするため、システムを終了します。
 右下のタスクバーにある One エージェント（**1** のアイコン）を右クリックし、
 メニューの一番下の [強制終了] をクリックします。



- (4) メッセージが表示されるので、[はい] をクリックします。



- (5) カルテには、処置を入力する時に自動挿入されます。

R8.6.17	歯科初診	272 ×	1
	歯科外来診療医療安全対策加算1（初診）	12 ×	1
	歯科物価対応料 1（歯科外来物価対応料）（初診時）	3 ×	1
	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（初診）	4 ×	1
	歯科外来診療感染対策加算2（初診）	14 ×	1
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（初診時）注 5	31 ×	1